

号第一六 號

昭和三年八月 26 日

主査事務官

總裁了長官

申

局長

事務官

總務室主幹

要報告

別紙労働大臣請議夏時刻法の施行に伴う労働<sup>(基準法)</sup>時間の特例  
に關する政令の制定について

を審査したが、右は請議のよりに閣議決定せられてよいと認める。

政令案

123

号甲

去

務

應

皇案

夏時刻法の施行に伴う労働時間の特例に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

年 月 日

内閣総理大臣

呈案附箋の通り

第 一 號

昭和二十三年 七月 日

主査事務官

總裁 長官

局長 事務官

総務室主幹

別紙 昭和二十三年七月二十二日附内閣総理大臣宛連合國軍最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令案を起案提出する。

政令案

呈案の通り